

## 事業主払込（給与控除）について

### ●事業主証明について

事業主払込の場合、個人型確定拠出年金 iDeCo（イデコ）へ加入する際の提出書類には、事業主の証明が必要です。※個人払込(新規)の場合は事業主証明は不要です。

〈事業主証明依頼の可否〉

		福岡市職員共済組合に加入している一般組合員			
右以外		外郭団体等から 全ての給与が支給されて いる職員	会計年度任用職員	福岡市立 病院構職員	
事業主証明 の依頼先	総務企画局人事部職員共済課			福岡市立病院機構 運営本部法人運営課	
納付方法	事業主払込	○	×	×	×

※総務企画局人事部職員共済課取り扱い分は、受付後1週間ほどで証明のうえ返送します。

※既に加入中で納付方法を変更する場合等も同様の流れになります。

### ●事業主証明を依頼するときに必要な書類

#### (1) 新たに加入するとき・加入中の方が一般組合員になるとき

- ①事業主払込(登録・納付方法変更等)に関する証明書（共済組合員用）  
(※様式は運営管理機関（金融機関等）へ依頼してください。)
- ②個人型確定拠出年金事業主証明依頼書兼同意書

#### (2) 既に加入中で払込方法を変更するとき

- ①事業主払込(登録・納付方法変更等)に関する証明書（共済組合員用）  
(※様式は運営管理機関（金融機関等）へ依頼してください。)
- ②個人型確定拠出年金事業主証明依頼書兼同意書

### ●注意事項

- (1) 個人型確定拠出年金 iDeCo（イデコ）への加入は任意です。制度に関することや各種手続きについてのご相談は、ご自身で運営管理機関（金融機関等）へお問い合わせください。
- (2) 事業主払込は、加入者自身が運営管理機関（金融機関等）へ届け出た内容に基づき、iDeCo（イデコ）の実施機関である国民年金基金連合会より事業主に対して通知された掛金額を給与から控除のうえ、国民年金基金連合会へ払い込むこととなっています。
- (3) 事業主払込ができるのは例月給与のみです。期末手当等からは控除できません。
- (4) 事業主払込により掛金を納付している方が事業主払込対象外の外郭団体等へ派遣されることとなった場合や病気休職・育児休業・産前産後休業等を取得する場合、加入者自身で納付方法を個人払込へ変更する手続き等が必要となります。上記により納付できなかった月の掛金の再控除等はできませんので、事業主払込を申し込まれる際は、加入者自身の責任の下で判断してください。
- (5) 掛金は全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象となり、事業主払込分については給与から掛金を控除した上で源泉徴収税額を算出し、年末調整を行います。ただし、同年に個人払込による納付がある場合

は、年末調整時または確定申告にて、国民年金基金連合会から送付される「小規模企業共済等掛金払込証明書」の提出が必要となります。

«問い合わせ先»

総務企画局人事部職員共済課 年金係

TEL : 711-4145 (内線 1391)